

令和5年度 第3回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和6年3月15日（金）午後1時30分～3時
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 環境水道部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 令和5年度の取組み状況について・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 令和6年度主な取組み（案）について・・・・・・・・・・資料2
 - (3) 令和6年度磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について・・資料3
 - (4) その他報告事項
- 4 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和6年6月30日まで

(順不同)

氏名	団体名等	備考
吉野 博行	磐田市自治会連合会	会長
安間 美恵子	消費研究グループいそじ会	副会長
白川 早苗	シニアクラブ磐田市	
永井 さえ子	いわた消費者協会	
今泉 佳代	磐田商工会議所	
宮地 浩	磐田市商店会連盟	
磯部 良幸	遠州中央農業協同組合	
伊藤 慎弥	中遠りサイクル協同組合	
渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	
鈴木 弥栄子	磐田市議会	
鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	
相羽 久美	公募	
宮田 伸生	公募	
玉木 良汰	公募	

1 令和5年度の取組み状況について

(1) 食品ロス削減に関する取組み

① 食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定

令和5年9月1日に(株)杏林堂薬局、(株)スギ薬局、ドン・キホーテ磐田店(3社9店舗)、令和6年1月17日には静岡ブルーレヴズ(株)と新たに協定を締結。 合計21社48店舗 令和6年1月末現在



② 「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

令和3年度に県内で初めて実施した「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を市内38店舗で実施。

第3回応募数7,056通(令和5年10月30日～令和6年1月11日)



新たに4社と協定を締結

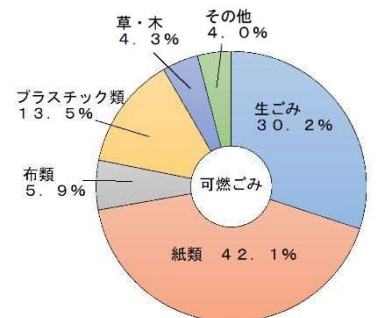
③ 食品ロス削減PRイベントを実施

コロナ禍において活動を自粛していた啓発PRイベントを協定事業者等と連携して10回実施。(詳細は資料4ページ)

④ 可燃ごみ組成調査の実施

家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの内容物調査を行い、食品ロスの実態把握とごみの減量施策を検討するとともに、プラスチック一括回収に向けた資料として活用。

(生ごみの割合 R2約35% → R5約30%に減少)



令和5年度調査結果

(2) プラスチックごみ削減に関する取組み

① 磐田市クリーンセンターに自己搬入されたプラスチック粗大ごみの資源化

磐田市クリーンセンターで焼却していたプラスチック粗大ごみを資源化し、温室効果ガス排出量の削減を図る。令和6年3月に開始し、年間10t程度を見込む。

② 啓発用100%紙製ファイルによる啓発

ゼロカーボンシティの取組みの一環としてプラスチックごみ削減のため、100%紙製のクリアファイルを作成し、市民への啓発を実施。3,000部を作成し、施設見学、説明会、PRイベント等で配布。



(3) 3Rの推進に関する取組み

① 雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

リサイクルできる紙類を分別するきっかけとしてスタンプラリーを実施。

- ・実施期間：令和5年3月1日(水)～令和5年5月30日(火)
- ・対象：市内在住の方(世帯単位での参加)
- ・記念品：しっぺいトイレトペーパー 世帯で1個(先着530個)
- ・実績：第3回は1,284kgの雑がみを回収



②地域情報サイト「ジモティー」にてリユース事業をスタート

令和6年2月1日から磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみのうち、まだ使える物を「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡する事業を開始。

クリーン利用数 14件 リユースされた重量 82kg 令和6年2月末現在
中遠利用数 5件 リユースされた重量 32kg 令和6年2月末現在

③磐田市公式LINEによるサービスの拡充

- ・令和6年2月28日より粗大ごみの受付サービスを開始
開始5日間の申請件数 33件（年間申請数は約1,600件）
- ・ごみ収集日通知サービス 登録者数 5,973人/94,711人



④広報いわたによる啓発

- 令和5年8月号 どうする？大規模災害時のごみ
- 令和5年9月号 生ごみダイエットを始めてみませんか
刈草、剪定枝は燃やさずリサイクルへ！
- 令和5年10月号 もったいない 減らそう！食品ロス
- 令和6年1月号 資源回収活動団体を応援します！
- 令和6年2月号 530(ごみゼロ)を目指そう！リサイクルステーション

⑤10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)や食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎等の展示コーナーで啓発を実施。

- ・市役所本庁舎 令和5年10月1日～10月31日
- ・にこっと 令和5年11月1日～11月30日
- ・中央図書館 令和5年12月1日～令和6年1月11日



⑥施設見学会、ごみの分別説明会

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を図るため、小中学生等を対象とした施設見学会、ごみの分別説明会を実施。

開催回数 42回 参加人数 2,662人 令和6年2月末現在



⑦生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、堆肥化容器の購入家庭に補助金を交付。
設置基数 61基（申請件数 52件） 令和6年2月末現在

⑧古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、回収団体に回収量に応じて奨励金を交付。
回収量 約1,244t（登録団体数 127団体） 令和6年2月末現在

(4) ごみの適正処理に関する取組み

①外国人向けごみの出し方動画の製作(ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)

ガイドブックなど紙面では分かりにくいごみ分別やリサイクルを周知するため
ごみ分別動画(DVD)「どうなるの?我が家のごみ」を3か国語に翻訳。

②ごみ袋の記名が難しい事情がある方に記号の割り当ての実施

プライバシー等の観点で記名が難しい場合に、ごみ対策課に申請することで記号を
割り当てる手続きを令和5年4月から開始。 申請件数 35件 令和6年2月末現在

③ごみ集積所設置費補助事業の実施

ごみ収集の利便と環境美化を図るため、ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の
一部を補助金として自治会に交付。

交付件数 39件 補助金額 4,440,000円 令和6年2月末現在

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

①リサイクルステーション・日曜リサイクルステーションの開設

・リサイクルステーション

開設日:月曜~金曜(祝日を除く) 8時30分~17時

開設日数 223日 利用者数 53,302人 令和6年2月末現在

・日曜リサイクルステーション

開設日:日曜9時~11時(毎週:磐田 第2:福田 第3:竜洋、豊岡 第4:豊田)

開設日数 47日 利用者数 12,534人 令和6年2月末現在

- ・市民の排出環境充実を図るため、新たに「電子タバコ、加熱式タバコ、携帯式扇風機
などの充電式電池が内蔵された機器」を回収品目に追加。



②大規模災害への対応

令和5年6月の台風2号における災害廃棄物に対応するため、
地域の仮置場を運営支援し、災害協定を依頼した収集運搬業者の
協力で迅速に処理。 災害ごみ処理量 約22t 協力事業者 12社



③災害廃棄物仮置場の資機材拡充

大規模災害時に発生する災害廃棄物を適切に処理するため、
バリケード、分別看板等の資機材を4か所分に拡充。



④磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化

焼却灰やガラス・陶器の処理を民間施設に委託して効率的・安定的に資源化する
とともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

資源化量 焼却灰 1,733t、ガラス 13t、陶器 33t 令和6年1月末現在

参考：ごみ減量関連報道・イベント等一覧

令和5年度

【報道】

- 9/6 中日「食品ロス削減 輪広げる 磐田市など新たに3社と協定」
- 10/18 広報いわた「もったいない！減らそう食品ロス」
- 1/17 日経「静岡ブルーレヴズ、磐田市とゴミ削減で協定締結」
- 1/18 静岡「ブルーレヴズがごみ削減で協定 磐田市と」
- 1/19 中日「食品ロス削減へ 磐田市スクラム ブルーレヴズと協定」
- 1/19 毎日「食品ロスやプラごみ削減 ブルーレヴズ、磐田市などと協定」
- 1/31 スポニチ「静岡 BR 食品ロス削減を呼びかけ」
- 2/2 静岡「粗大ごみ削減へ ジモティー活用 中遠広域事務組合リユース事業開始」
- 2/7 中日「粗大ごみ削減へ発信 中遠3市町ジモティーと連携」



9/1 協定締結式(以下3社と締結)
㈱杏林堂薬局、㈱スギ薬局、ドン・キホーテ磐田店



1/17 協定締結式(以下1社と締結)
静岡ブルーレヴズ(株)

【イベント等】

- 8/1～31 フードドライブ実施(クリーンセンター内ごみ対策課)
- 10/1～1/11 展示「ごみ減量！食品ロスゼロチャレンジ」(本庁、にこっと、中央図書館)
- 10/12 静岡県産業大学冠講座「磐田市における食品ロス削減の取組み」
- 10/27 キャンペーンPRイベント(見付どっさり市、杏林堂鳥之瀬店)
- 10/28 ジュビロ磐田ホームゲームにてキャンペーンPRイベント(ヤマハスタジアム)
- 12/9 食品ロス削減読み聞かせイベント(にこっと)
- 1/4～31 フードドライブ実施(クリーンセンター内ごみ対策課)
- 1/5 食品ロス削減読み聞かせイベント(中央図書館)
- 1/14 【静岡県と合同】環境啓発イベント(アピタ磐田店)
- 1/27 静岡ブルーレヴズホストゲームにて食品ロス削減ブース出展(ヤマハスタジアム)



12/9 食品ロス削減啓発PRイベント(にこっと)



1/27 食品ロス削減ブース出展(ヤマハスタジアム)

磐田市からの災害に関するお知らせ

磐田市 LINE 公式アカウントをご利用ください

磐田市 LINE 公式アカウントでは、自宅や職場など自分が今いる場所の近くの避難所を調べて、現在地から避難所までの経路を表示できます。

また、同報無線の放送内容や気象情報を確認できます。



▲友だち登録



台風など災害発生時の家庭ごみの処理方法

台風接近時でも基本的に生活ごみの収集を実施しますので、通常どおり分別し、指定された収集日に、地域のごみ集積所へ出してください。飛来ごみ（自分の敷地に飛来した所有者不明のごみ）についても、通常の分別ルールに従ってごみ集積所に出してください。

災害の状況によりごみの収集を一時的に停止する場合は、市ホームページなどでお知らせします。また、可燃ごみを優先して収集を再開します。（ページ番号：1005984）

ページ番号
1012539

どじょうすべー 大規模災害時のごみ

災害時も分別の徹底をお願いします

近年、台風や地震などによる大規模

災害が各地で多発しています。災害が発生した時は、通常の「生活ごみ（家庭ごみ）」の他に、大量の「災害廃棄物」が発生します。災害に備え、ごみの処理方法について日頃から確認をお願いします。

災害廃棄物とは？

大規模な災害などにより壊れた家具や家電、家屋の損壊で発生した木くず、金属くず、瓦などのことです。

大規模災害が発生した時は、普段の集積所とは違う場所に市が災害廃棄物の仮置場を設置する場合があります。設置状況は市ホームページなどお知らせします。災害廃棄物の仮置場にも必ず分別してから持ち込んでください。

※災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所

仮置場まで運べない場合は？

災害廃棄物を分別して地域の広場などにまとめた場合や、高齢などにより仮置場に運べない住民がトラックで横づけできる場所に分別して出した場合は、市で順次回収しますので、ごみ対策課にご連絡ください。

大規模災害が発生した場合に備え、地域で災害廃棄物を一時的に出せる場所や出し方をあらかじめ話し合っておくこともご検討ください。



▲地域の広場に分別して出された災害廃棄物

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)

☎ 0538-37-4812

FAX 0538-36-9797



生ごみ堆肥化容器の 購入費補助制度

▶対象となる物

・コンポスト型容器



底部がなく地面に
直接設置する容器

・EM ぼかし容器



庭や畑のない場所で
設置できる密閉された
容器

※電気を使用する生ごみ処理機は除く

▶対象者

市内在住者

▶補助額

・1基あたり容器購入費用の2分の1で上限3,000円(100円未満切り捨て)

※商品券や各店が発行するポイントなどで支払われた部分は対象外

・年度ごとに1世帯2基まで

▶申請

・ごみ対策課、環境課、各支所の窓口で申請

・市ホームページより電子申請も可



▲電子申請

市は、市民の皆さんとともに
ごみ減量を進めています。その
取り組みの一つとして生ごみ堆
肥化容器(コンポスト)の購入費
補助制度があります。
家庭で出る生ごみを良質な堆
肥にリサイクルしてみませんか?

私も使っています



ごみ対策課 池田主任

コンポストを数年前から使用
しています。臭いも気になら
ず、生ごみを入れて混ぜるだ
けと手軽に可燃ごみの削減が
できるのでおすすめです。ご
み出しが本当に楽ですよ。

ページ番号

1001491

生ごみダイエット

を始めてみませんか

堆肥化容器で生ごみ出しが楽に!

ごみ対策課

(磐田市クリーンセンター内)

☎ 0538-37-4812

FAX 0538-36-9797

① 株ヤードウエスト浜松	
住所: 上神増 1021 ☎ 0539-62-4766	
1	【定額】 1車(軽トラック):3,000円 【計算】 枝:15円/kg、草:20円/kg 草・枝の混合:20円/kg
2	8時~17時(12時~13時を除く)
3	日曜日、ゴールデンウィーク、夏季休暇(お盆)、年末年始
② 南丸十産業	
住所: 大久保 727-3 ☎ 0538-59-0047	
1	【計算のみ】 枝:12円/kg、草:18円/kg 草・枝の混合:18円/kg
2	8時~17時(12時~13時を除く)
3	日曜日、ゴールデンウィーク、夏季休暇(お盆)、年末年始
③ イワタ草木リサイクルセンター	
住所: 塩新田 300 ☎ 0538-55-6465	
1	【定額】 1車(軽トラック):3,000円 【計算】 枝:15円/kg、草:20円/kg 草・枝の混合:20円/kg
2	8時~17時(12時~13時を除く)
3	日曜日、ゴールデンウィーク、夏季休暇(お盆)、年末年始
参考: 磐田市クリーンセンター	
住所: 刑部島 301 ☎ 0538-35-3717	
1	【計算のみ】 157円/10kg ※1日2車まで
2	【月曜~金曜日】 8時30分~16時15分 【第2・第4日曜日/祝日】 8時30分~12時45分
3	土曜日、第1・第3・第5日曜日、年末年始

1 料金 2 搬入時間 3 定休日

※ 8月末現在の情報です。
料金などが変更される場合があります

リサイクルの推進とごみの減量のため、ご
自宅で伐採・剪定した枝木、刈草が大量に
ある場合は、左記の民間リサイクル施設(磐
田市指定再生生活業者)へ搬入をお願いし
ます。リサイクルすることで、ごみ焼却量が
減少し、CO₂削減と地球温暖化防止につ
ながります。



▲各再生業者の場所

刈草、剪定枝は燃やさずリサイクルへ!

530を目標そう!

ごみ対策課

(磐田市クリーンセンター内)

☎ 0538-37-4812

FAX 0538-36-9797

もったいない 減らそう！食品ロス

10月30日は『食品ロス削減の日』です

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

磐田市では循環型社会の形成を目指すため、市内の市民団体や事業所（20社47店舗 令和5年9月1日時点）と「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、食品ロスの削減に取り組んでいます。食品ロスを減らすため、食べ物を「買わず」「使い切る」「食べ切る」など、できることから始めましょう。

食品ロスってなんだろう？

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品のことで、日本では年間数百万トンもの食品が廃棄されています。（国民1人あたり、毎日おにぎり1個分）

令和2年度「磐田市可燃ごみ内容物調査」によると、市内の家庭から排出される食品ロスの量は年間約1680トンで、食べ残しや未開封・未使用のまま捨てられている食品が生ごみのうち約2割を占めていました。



▲未使用・未開封のまま捨てられている食品

家庭で食品ロス削減のために
できること（調理編）

調理の際に野菜の皮をむきすぎないなど、どこまで食べられるか正しく知ること、食品ロスの削減につながります。

①大根、にんじん、ごぼうの皮

野菜の栄養は皮の近くに集まっているといわれているので、きれいに洗って皮付きのまま調理してみましょう。

②ピーマンの種、カボチャの種

ピーマンの種は、そのまま肉詰めピーマンに入れたり、種を取らずに炒めても大丈夫です。カボチャの種は栄養満点なので、カラッと炒って食べてみましょう。

③キャベツの芯、ブロッコリーの茎

キャベツの芯、ブロッコリーの茎は、生のままだと堅いですが、刻んでじっくり火を通せば菜よりも甘くておいしくなります。

④シイタケの軸、きのこの石づき

シイタケの軸には旨みが詰まっています、先端の堅い部分だけ切り落として食べられます。シメジやエノキの石づき部分も、おがくすのついた部分以外は食べられます。

「野菜の皮 食べる」と意外とおいしいよ！

(令和4年度磐田市「ごみ減量目標優秀作品」)

値引きシール

を集めて 食品ロス削減キャンペーン



県内初の取り組みとして始めた一昨年は4,200通、昨年は6,900通以上の応募をいただきました。好評につき今年で3回目となるこのキャンペーンは、**対象スーパーで値引きシールが貼ってある食品を購入**することで、消費・賞味期限切れによって廃棄される「食品ロスの削減」につなげることを目的としています。ぜひ、市民の皆さまのご応募をお願いします。

と き／10月30日(月)～令和6年1月11日(木)

対象者／市内在住の方

応募方法／

- ①市内対象店舗で値引きシールの貼られた商品を購入する
- ②値引きシール5枚を対象店舗などにある専用応募はがき（10月27日(金)から配布します。市ホームページからもダウンロード可）にテープなどで貼る **市ホームページ▶**
- ③必要事項を記入し、切手を貼って郵送するか、直接ごみ対策課または環境課（西庁舎1階）、各支所にある応募箱へ

その他／抽選で200名にしつぱいグッズが当たります。

対象店舗など詳しくは市ホームページをご確認ください



ページ番号
1001468

資源回収活動団体を

応援します！

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)

☎0538-37-4812
FAX0538-36-9797

古紙など資源集団回収を始めてみませんか？

資源集団回収とは

自治会や子ども会・PTA・その他官利を目的としない団体など地域の皆さんが、家庭からできる再利用可能な資源（新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・牛乳パック・空き缶・古布など）を契約した資源回収業者に引き渡すリサイクル活動です。

資源集団回収事業奨励金とは

資源物を回収業者に引き渡すと売却金を得られます。この売却金とは別に、市から収集量1kgにつき4円を奨励金として団体に交付します。



資源集団回収のメリット

家庭ごみの減量化と資源化につながることも、資源の大切さを知ることが出来ます。磐田市では令和4年度に140団体から約1670トンの資源が回収されています。資源物の売却金に加え、市からの奨励金は団体の活動費として活用できます。奨励金を受ける団体は、事前に団体登録が必要です。



▲ホームページ

活動団体の声

- ・捨てればごみとなるものを資源として有効活用できる。資源ごみに対する意識が変わった
- ・資源回収による収入や奨励金は子ども会のイベントなどの活動費として役立つ
- ・回収作業を地域の皆さんと協力しながら行うことでコミュニケーションの活性化につながる

ごみゼロ
530
を目指そう！

リサイクルステーションをご利用ください

- 磐田市は、家庭から排出されるごみのリサイクルを推進するため、市内5地区でリサイクルステーションを開設しています。ぜひご利用ください（無料）。
- ※家庭ごみに限りますので、店舗や事業所から出たごみはご遠慮ください
- 回収しているもの（13品目）**
- ・空き缶
 - ・空きびん
 - ※割れたびんは埋め立てごみへ。乾電池
 - キャップは外す
 - ペットボトル
 - プラスチック製容器包装
 - ※市指定の不燃ごみ袋に入れる
 - 古紙
 - ※新聞、雑誌、雑誌がみなど
 - 古書類
 - ・廃食用油
 - ※植物油に限る
 - ・蛍光灯
 - ・使い捨てライター
 - ・小型充電池
 - ※リサイクルマークがあるもの。
 - クがあるもの
 - 解体はしない
 - ・加熱式たばこ
 - ・充電式電池が内蔵された機器

地区	場所	住所	開設日時	
磐田	リサイクルステーション	新島 252-2	月～金曜日 (祝日除く)	午前8時30分 ～午後5時
			毎週日曜日	午前9時～11時
福田	福田交番西向かい	福田 2483	第2日曜日	午前9時～11時
竜洋	竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1	第3日曜日	
豊岡	豊岡支所南側駐車場	下野部 48	第3日曜日	
豊田	磐田市防災備蓄ステーション (旧豊田支所) 北側駐車場	森岡 150	第4日曜日	

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎ 0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

市からのお知らせ



あなたの暮らしに役立つ情報を

Information

磐田地区のリサイクルステーションでは、右記の8品目も回収し、資源化しています。例えば、ハブラシは植木鉢に、ガラスや陶器は道路資材に生まれ変わります。



磐田地区のみで回収している8品目

- ・ハブラシ
※電動、歯間ブラシは対象外
※汚れたものも軽く洗えば可
- ・羽毛布団
※ダウン率50%以上に限る
※品質表示欄を確認します
- ・インクカートリッジ
※トナーカートリッジは対象外
- ・パソコン（デスクトップ・ノート）
- ・スマートフォン・携帯電話
- ・金属製品（なべ、フライパン、やかん、一斗缶）
- ・ガラス（食器、花瓶、板ガラス）
※割れていても可
- ・陶器（食器、花瓶、植木鉢）
※割れていても可

第4回『雑がみ530スタンプラリー』

みんなで楽しみながら雑がみ（菓子箱、ティッシュ箱、学校プリント・トイレットペーパーの芯・小さな紙切れなど）を分別する習慣をつけましょう。

『雑がみ530スタンプラリー』参加用紙

月	日	枚	月	日	枚
		1			2

- 期間 3月1日(金)～5月30日(木)
 - 対象 市内在住の方（世帯単位でご参加ください）
 - 受付 市内5地区のリサイクルステーション
 - 参加方法
 - ① 雑がみを紙袋に30枚以上集める
 - ② 雑がみを入れた紙袋をリサイクルステーションに持参し、スタッフに渡して左記の参加用紙にスタンプをもらう（スタンプは1日1つ）
 - ③ スタンプが2つ集まったら、しっぺいトイレットペーパーを世帯に1個プレゼント（先着530個）
- ※スタンプラリーへの参加は、各世帯1回限り
※持参日・枚数は各自記入してください
※参加用紙は切り取らずに、このままお持ちください



2 令和6年度主な取組み（案）について

資料2

(1) 食品ロス削減に関する取組み

① 「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

第3回「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」の応募数が7,056通と好評であり、引き続き食品ロス削減の意識啓発を図るため、事業者及びいわた消費者協会と調整の上、実施する。



(2) プラスチックごみ削減に関する取組み

① 磐田市クリーンセンターに自己搬入されたプラスチック粗大ごみの資源化

磐田市クリーンセンターで焼却していたプラスチック粗大ごみを資源化し、温室効果ガス排出量の削減を図る。

② 啓発用100%紙製ファイルの作成

ゼロカーボンシティの一環であるプラスチックごみ削減のため、100%紙製のクリアファイルを作成し、市民に配布して啓発を図る。



(3) ごみの適正処理に関する取組み

① 地域情報サイト「ジモティー」によるリユース事業の推進

磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみのうち、まだ使える物を「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡する事業を推進する。

② しっぺいの雑がみ回収袋の配布

市民課おもてなしプロジェクトと連携して、転入者に配布するとともに、PRイベントや協定事業者と連携して雑がみのリサイクルを啓発する。



(4) 最適なごみの処理体制に関する取組み

① 公共施設の刈草・剪定枝を資源化してゼロカーボン推進

道路や河川、公園、小中学校から出る刈草等は、現在、クリーンセンターにて焼却処理しているが、再生活用業者に搬入して堆肥等に資源化することでごみ減量と脱炭素化を推進する。また、作業現場から近い施設に搬入することで業務効率化も図る。

② リサイクルステーション・日曜リサイクルステーション（常設）の排出環境拡充

市民の排出環境充実を図るため、日曜リサイクルステーション（常設）の回収時間について、現在の「9時から11時まで」を「9時から12時まで」に延長する。また、リサイクルステーション（常設）で休場日となっている「祝日」（土曜除く）を開設日とすることで、クリーンセンターの祝日開場に併せて利便性向上を図る。

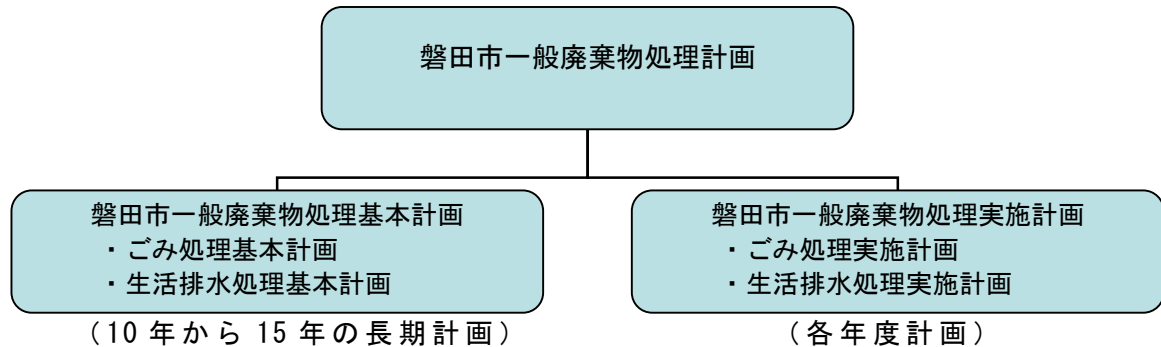
3 令和 6 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について

①一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、令和 3 年度に令和 4 年度から 10 年間の計画を策定しています。

（参考）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 6 条 1 項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。



②磐田市一般廃棄物処理実施計画（令和 6 年度）

令和 6 年 3 月に、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間を計画期間とした実施計画を策定します。

《計画の主な内容》

第 1 節 総則

目的、計画期間、計画区域

第 2 節 ごみ処理実施計画

基本方針、ごみの排出量見込み、ごみの排出抑制のための方策に関する事項
収集運搬計画、適正処理等、中間処理計画、最終処分計画

一般廃棄物処理業の許可に関する方針

第 3 節 生活排水処理実施計画

基本方針、生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み
収集運搬計画、中間処理計画

③令和 6 年度磐田市一般廃棄物処理実施計画策定のポイント

- ・ 磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、10 年間で 10% のごみの減量を目指し、令和 5 年度の実績値を参考にごみ排出量の見込みを設定。

令和6年度
磐田市一般廃棄物処理実施計画

(案)

令和6年3月

磐 田 市

目次

第1節 総則 1

第2節 ごみ処理実施計画 2

第3節 生活排水処理実施計画 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、**令和6年度**磐田市一般廃棄物処理実施計画を定める。

第1節 総則

1 目的

本計画は、**令和6年度**における一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者の理解と協力による3Rの推進に向けた取組み、収集運搬、中間処理、最終処分等に係る計画を定め、廃棄物の減量や資源化を推進するとともに、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

また、SDGsの目標達成にも貢献していくものである。

《廃棄物処理におけるSDGs》



2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 計画区域

磐田市全域

第2節 ごみ処理実施計画

1 基本方針

- (1) 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 最適なごみ処理体制の構築

2 ごみの排出量見込み

- (1) **令和6年度**ごみの排出量見込み ※数値については当日の配布資料にてお示しします。

排出量見込み	排出量	可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	t	t	t	t
直接搬入ごみ量	t	t	t	t
合計	t	t	t	t

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

- (1) 3Rの推進に関する主な取組み

- ① 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等でごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- ② ごみ発生抑制のため、市民や事業者による多量の枝木や草などの搬入について、再生活用業者への搬入を促進する。また、公共施設から出る刈草・剪定枝についても再生活用し、資源化する。
- ③ 磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみのうち、まだ使える物を地域情報サイト「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡する事業を推進する。
- ④ 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- ⑤ 雑がみ530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施し、市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとする。
- ⑥ 市役所やひと・ほんの庭にこっとの展示スペースで3Rやプラスチックごみ削減、食品ロス削減等の啓発活動を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

- (2) 食品ロス削減に関する主な取組み

- ① 市内事業者と連携し、「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施する。
- ② 家庭や事業所で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードドライブ事業を推進する。

- (3) プラスチックごみ削減に関する主な取組み

- ① マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排

出抑制やプラスチックごみの削減に努める。

- ② プラスチック資源循環促進法の動向を注視し、プラスチック一括回収に適切に対応する。
- ③ 磐田市クリーンセンターへ自己搬入され焼却していたプラスチック粗大ごみを資源化し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ④ マイバッグの利用促進や、レジ袋削減に取り組むため、市ホームページや広報いわたで啓発する。

(4) ごみの適正処理に関する主な取組み

- ① 回収日時や分別方法、品目ごとの分別早見表などを掲載した家庭ごみ収集カレンダーやごみ分別ガイドブックを配布し、周知、啓発する。
- ② ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。
- ③ 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で戸別収集を実施する。
- ④ 特別な事情があり、ごみ袋の記名が難しい方に記号を割り当てる手続きを実施する。
- ⑤ 雑がみ袋をPRイベントや協定事業者と連携して配布し、雑がみのリサイクルを啓発する。
- ⑥ 事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットを作成し、市内事業所への配布や、市ホームページで排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知、啓発をする。
- ⑦ 外国人向けにごみ分別ガイドブックを作成し、ごみの適正処理を周知、啓発する。
- ⑧ 外国人向けのごみの出し方動画を活用しごみ出しのルールを周知する。
- ⑨ 磐田市クリーンセンターで展開検査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみから紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や法第7条第1項の規定により本市が許可した収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）に対し可燃ごみに産業廃棄物を混入しないよう指導を行う。
- ⑩ 審議会を開催し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項、その他必要な事項について審議する。

(5) 最適なごみ処理体制に関する主な取組み

- ① 市民が排出した廃食用油をコンテナ方式で回収し、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用する。
- ② 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。
- ③ 焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。
- ④ 大規模地震や台風などが発生した時の災害廃棄物に対応するため、仮置場の資材拡充を図る。
- ⑤ リサイクルステーションの開場日、日曜リサイクルステーション（常設）の開場時間を拡大し、市民の排出環境の充実を図る。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系廃棄物

① 収集運搬体制

市の委託による収集運搬又は施設への自己搬入を基本とし、対応できない廃棄物については、市による粗大ごみ戸別収集制度の利用又は排出者から許可業者への委託による収集運搬とする。

② 分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、地域のごみ集積所に排出する。

分別区分	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、プラスチック使用製品類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光管など)	
埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。	

	②一度に2袋まで、かつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	
--	-------------------------------	--

③ 収集運搬方法

市から委託された事業者が、「家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」に定められた方法で、収集運搬する。

(2) 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集運搬体制

排出事業者及び許可業者（別表1）とする。

② 収集運搬方法

排出事業者及び許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。

(3) 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集運搬体制

法施行規則第2条第2号の規定により市から収集運搬の指定をされた事業者（別表2）とする。

② 収集運搬方法

指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理主体

法施行規則第2条の3第2号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた事業者（別表3）に搬入の上、処理及び処分するものとする。

(4) 粗大ごみ等の一般廃棄物

① 市が指定する処理施設へ搬入する。

② 自己搬入の手段を持たない世帯等は、市の粗大ごみ戸別収集又は許可業者を利用する。

(5) 資源ごみの回収

リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

受入日時		実施場所	
月～金曜日 (年末年始を除く)	8:30～ 17:00	リサイクルステーション	新島 252-2
毎週日曜日 (年末年始を除く)	9:00～ <u>12:00</u>		
第2日曜日		竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1
第3日曜日		豊岡支所南側駐車場	下野部 48
第4日曜日		磐田市防災備蓄ステーション(旧豊田支所)北側駐車場	森岡 150

5 適正処理等

(1) 在宅医療廃棄物

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭系廃棄物として処理を行う。

(2) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(3) その他

① 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

② 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、市で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

③ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

(4) 市が収集しないごみ

① 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。） 施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

② 処理施設において処理が困難なごみ

品目	処理の方法
プロパンガスボンベ（家庭用カセットボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、 オイル（植物性油を除く）	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、 ドア、燃料タンク等）	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
バッテリー、ピアノ、 太陽光パネル、石膏ボード、 農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

6 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ ※計画量については当日の配布資料にてお示しします。

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
磐田市クリーンセンター (磐田市刑部島 301)	・ 112t/日×2炉 (焼却炉) ・ ストーカ式焼却炉	可燃ごみ	<u>t</u>	<u>t</u>

(2) 資源ごみ ※計画量については当日の配布資料にてお示しします。

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
中遠広域粗大ごみ処理施設 (磐田市新貝 59-1)	・ 49.2t/日 ・ 破砕：二軸せん断式破砕 衝撃せん断式破砕 ・ 選別：磁力選別・風力選別 ・ 圧縮：油圧プレス 油圧圧縮梱包 ・ 保管可能容量：132 m ³	プラスチック製 容器包装	<u>t</u>	<u>t</u>
		金物・ 小型電化製品	<u>t</u>	<u>t</u>
		有害ごみ パソコン 携帯電話	<u>t</u>	<u>t</u>
磐田広域リサイクルセンター (磐田市小中瀬 722)	・ 保管可能容量：658 m ³	空きびん	<u>t</u>	<u>t</u>
		ペットボトル	<u>t</u>	<u>t</u>
民間施設	—	空き缶・ スプレー缶	<u>t</u>	<u>t</u>
		廃食用油	<u>t</u>	<u>t</u>
		古紙・古布	<u>t</u>	<u>t</u>
		ガラス・陶器 羽毛布団 使い捨てライター 金物	<u>t</u>	<u>t</u>

7 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。 ※計画量については当日の配布資料にてお示しします。

施設名 (所在地)	施設規模 埋立方式	処理対象物	最終処分 計画量
中遠広域一般廃棄物最終処分場 (周智郡森町一宮 3606-3)	・ 埋立容量：199,806 m ³ ・ 準好気性埋立 (セル・サンドイッチ方式)	埋立ごみ	<u>t</u>
		焼却残渣	<u>t</u>
		処理残渣	<u>t</u>

8 一般廃棄物処理業の許可に関する方針

法第7条第1項及び法第7条第6項に基づく一般廃棄物処理業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

一般廃棄物処理業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物処理業者の新規許可について

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状況にはないため、法第7条第5項又は法第7条第10項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規許可は行わない。ただし、一般廃棄物の処理が困難と判断した場合は、この限りではない。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可範囲の見直し

引越しや遺品整理で発生した多量の粗大ごみ等を処理施設に自己搬入できない方を対象に、磐田市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が、有料で本人に代わって処分を行うことができる制度を令和5年4月1日から開始した。

なお、家庭系廃棄物の収集運搬許可を付与するのは、以下の条件を満たす者とする。

- ・磐田市内に主たる営業所である本社を有する者であること。
- ・磐田市一般廃棄物収集運搬業の許可（取り扱いの種類 厨芥類、木屑、紙、布）を有している者であること。

別表1 許可業者一覧（令和6年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内 248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘 515
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1
(有)オカダ商店	浜松市中央区楊子町 1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原 110
(有)久野商店	浜松市中央区崩野町 219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18
(株)三共	浜松市中央区田尻町 203-1
(株)タマヤ	浜松市中央区鶴見町 2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井 2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市中央区三方原町 2142-5
丸九環境整備(有)	浜松市中央区瓜内町 241
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中央区神田町 758
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 41
(株)ミダックライナー	浜松市中央区有玉南町 2163

別表2 再生輸送業者一覧（令和6年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

別表3 再生活用業者一覧（令和6年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

第3節 生活排水処理実施計画

1 基本方針

- (1) 公共下水道：整備区域内における下水道接続への啓発・指導
- (2) 農業集落排水施設：西島・玉越地区及び敷地地区の施設の適正な処理
- (3) 合併処理浄化槽：補助金制度の活用を促す広報活動
- (4) し尿処理施設：安定した収集業務と整備状況や搬入状況に応じた施設運営・施設管理

2 生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み

- (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画における令和6年度生活排水処理形態人口見込み

行政区域内人口	166,315人
水洗化・生活雑排水処理人口	156,819人
公共下水道	146,480人
農業集落排水	1,617人
合併処理浄化槽	8,722人
水洗化・生活排水未処理人口	6,998人
非水洗化人口（くみ取り便槽）	2,498人

- (2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	し尿	浄化槽汚泥
26,700 kℓ	3,700 kℓ	23,000 kℓ

3 収集運搬計画

- (1) し尿

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、許可業者による業者間地域割とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名称	所在地	地域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田 358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原2068-1	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	<u>浜松市浜名区新原2068-1</u>	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

① 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 清掃を行う者とその清掃地域

許可業者であって、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により許可した事業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	<u>浜松市浜名区新原2068-1</u>	豊岡地区

③ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

4 中間処理計画

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂 2066	し尿 6 kl/日, 浄化槽汚泥 92 kl/日 直接脱水＋希釈・下水道放流